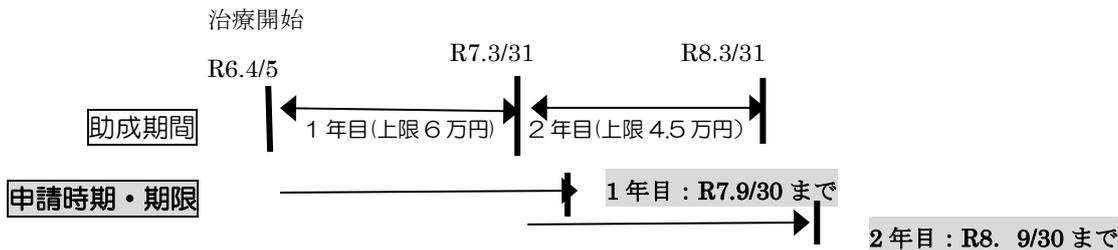


松江市一般不妊治療費等助成制度 Q&A

- Q1. 他県に住んでいる時に不妊治療を受け、松江市に転入した場合、松江市に助成の申請ができますか。
- A1. 他県に住んでいる時の治療については申請できません。松江市に住民票を移した日以降の治療分だけが対象になります。
- Q2. 医療機関を重複して治療している場合でも申請できますか。
- A2. 重複している場合でも申請できます。なお、申請の際は重複しているすべての医療機関における医師証明書が必要です。
- Q3. 治療を受けている医療機関で、検査のために、別の医療機関を紹介されました。紹介された医療機関の領収書も対象になりますか。
- A3. 不妊治療に係る検査の場合対象になります。なお、医師証明書の「他の医療機関で行った検査」の欄に、医療機関の名称とその理由を担当医師に記入していただく必要があります。他の医療機関での手術・入院治療の場合は、その手術・入院治療を行った医療機関における医師証明書が必要になります。
- Q4. 申請に期限はありますか。
- A4. 各助成期間の終了月の翌月から起算して6ヶ月後の月末日までに申請してください。申請については助成期間内のものであればその都度でも、1年分まとめてでも構いませんが、申請の都度、Q6の証明書が必要になります。
- ※1年ごとに申請期限がありますので注意してください。(申請期限を過ぎた場合は受理できませんのでご了承ください)**

例) **令和6年4月5日**に治療を開始した場合(助成期間は令和8年3月31日までの2年間です)

1期目は、令和6年4月5日から令和7年3月31日、2期目は、令和7年4月1日から令和8年3月31日となります。令和6年4月5日から令和7年3月31日までの治療分について、令和7年9月30日(土日、祝日の場合は直前の営業日)までに申請してください。



- Q5. 松江市税の滞納がないことが分かる証明書とは何ですか。
- A5. 市役所本庁市民課(①番窓口)、各支所及びまつえ市民サービスコーナー(イオン松江店1階)で交付される完納証明書又は滞納なし証明書のことです。ご夫婦それぞれの証明書を提出してください。
- Q6. 助成申請に使用した領収書に記載されている自己負担額も、確定申告の医療費控除の対象になりますか。
- A6. 助成対象となった領収書には「手続済」印を押し助成額を記入します。助成した額については、確定申告の医療費控除の対象外です。なお、お預かりした領収書は決定通知書とともに返送します。
- Q7. 第2子のための治療でも対象になりますか。期間特例とはどういうことですか。
- A7. 第2子のための治療でも対象になります。期間特例とは、この制度による助成を受けた方が妊娠し、その後再び一般不妊治療を受けられる場合は、そこから2年間が助成期間です。
- Q8. 医療費の付加給付とは何ですか。
- A8. 高額医療費とは別に、各医療保険者が定めた基準に従い独自に給付されるものです。医療保険者によって、自動給付される場合と申請が必要な場合があります。制度の有無や名称は医療保険者により異なります。付加給付がある場合は、給付額のわかるものを提出してください。補助金支給後に付加給付の支給が判明した場合は、補助金を返還していただくことがあります。